

議案第28号

松阪市篠田山斎場条例の一部改正について

松阪市篠田山斎場条例（平成17年松阪市条例第161号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市篠田山斎場条例の一部を改正する条例

松阪市篠田山斎場条例（平成17年松阪市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 動物焼却炉
- (3) 葬祭室
- (4) 霊きゅう車

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 待合室

第4条の見出しを「（施設の使用時間及び休場日）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 斎場の休場日は1月1日とする。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

第6条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、附属設備の使用料は、市長が別に定める。

第10条を次のように改める。

（罰則）

第10条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1（第 6 条関係、第 10 条関係）

火葬炉使用料

区分		単位	使用料
市内	大人（12 歳以上）	1 体	4,500 円
	小人（12 歳未満）	1 体	3,700 円
	死産児	1 体	3,700 円
市外	大人（12 歳以上）	1 体	75,000 円
	小人（12 歳未満）	1 体	52,500 円
	死産児	1 体	52,500 円

備考

1 市内とは、死亡者が死亡時に松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については死産時に父又は母が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

2 市外とは、前項に定める場合以外をいう。

別表第 2（第 6 条、第 10 条関係）

動物焼却炉使用料

区分		単位	使用料
市内	30 キログラム未満の動物（合同火葬）	1 体	2,200 円
	30 キログラム以上の動物（合同火葬）	1 体	3,300 円
市外	30 キログラム未満の動物（合同火葬）	1 体	11,000 円
	30 キログラム以上の動物（合同火葬）	1 体	16,500 円

備考

1 市内とは、申請者が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

2 市外とは、前項に定める場合以外をいう。

別表第 3（第 6 条関係、第 10 条関係）

葬祭室使用料

区分	基準使用時間	
	午前 9 時から午後 3 時まで (6 時間)	午後 4 時から翌日午後 3 時まで (23 時間)
市内	18,700 円	55,000 円
市外	56,100 円	165,000 円

備考

1 市内とは、死亡者が死亡時に松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児については死産時に父又は母が松阪市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。

2 市外とは、前項に定める場合以外をいう。
別表第 4 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松阪市篠田山斎場条例別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(松阪市営葬儀に関する使用料条例及び松阪市霊柩車条例の廃止)

3 松阪市営葬儀に関する使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 157 号）及び松阪市霊柩車使用条例（平成 17 年松阪市条例第 158 号）は、廃止する。